

北谷町社会福祉協議会 地域見守り隊事業実施要綱

(目的)

第1条 北谷町社会福祉協議会（以下「北谷町社協という」）が事業者等と連携し、北谷町に暮らす住民の見守り活動を行うことで、孤立死等を未然に防ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者：日常生活の状況等から判断して、安否確認や安否確認を通じた問題の発見等の支援が必要と思われる住民とする。
- (2) 事業者等：北谷町で事業活動を営む法人その他個人及び団体とする。
- (3) 見守り活動：事業者が業務中において、対象者の日常生活での異変と思われる状況等を発見した際に関係機関へ連絡するものとする。
- (4) 地域見守り隊：見守り活動を行う事業者等とする。

(協定の締結)

第3条 北谷町社協と事業者等は、地域見守り隊の活動に関する基本的な決定事項について協定を取り交わすものとする。

- 2 協定書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、北谷町社協と事業者等が協議の上決定するものとする。

(個人情報の保護)

第4条 地域見守り隊の活動に参加する事業者等の構成員は、活動に際して知り得た個人情報に関する事項に関しては、個人情報保護に関する法令等を遵守し、対象者等の個人情報保護に努め、その情報を他へ漏洩してはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は北谷町社協会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年11月1日から実施する。